

資料4-2
H28.9.16生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

八王子市における 子どもの学習支援事業について

平成28年9月16日（金）

八王子市 福祉部生活自立支援課
子ども家庭部子育て支援課



百年の彩りを
次の100年の輝きへ

八王子市の概要

【市のプロフィール】

八王子市は、東京都心から西へ約40km、新宿から電車で約40分の距離に位置しています。

地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔200mから800mほどの丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

本市は、大正6年の市政施行から、平成29年で100年を迎えます。

また、平成27年4月より東京都初の中核市となり、人口56万人の多摩地区のリーディングシティとして、21の大学を抱えた学園都市として、発展を続けています。

【面積】 186.38km²

【人口】 563,431人 (H28.7.1現在)

【生活保護統計】 (H28.7.1現在)

被保護世帯数 7,806世帯

被保護人数 10,408人

保護率 18.5%





高尾山の紅葉



高尾599ミュージアム



市の木(イチョウ)



市の花(ヤマユリ)

1 平成28年度学習支援教室（愛称：はち☆スタ）

※生活困窮者自立支援制度 任意事業

(1) 目的

八王子市子どもの健全育成事業実施要綱に基づく子どもの自立支援の一環として、子どもの学習支援を実施する。

(2) 対象者

生活保護受給世帯又は児童扶養手当全部受給世帯に属する中学1～3年生

(3) 実施体制

事業委託（指名競争入札による契約）

(4) 実施会場

市内8会場(9教室) …… 市民センター等
1教室の定員は、生徒15～20人

(5) 実施回数

各教室、年間100回実施(週3回程度)

(6) 実施時間帯

18:00～20:00(8教室で実施)

※但し、1教室のみ18:30～20:30の時間帯で実施

(7) 学習支援内容

各教室に講師3名を配置し、国語・数学・英語を中心
とした学習支援の実施

(8) 子ども健全育成支援員との連携

本市では、八王子市子どもの健全育成事業を円滑に実施するために、社会福祉士や教員免許を有する子ども健全育成支援員(4名)を配置しています。

【支援内容】

- ・関係機関との連携
(SSW・児童相談所・子ども家庭支援センターなど)
- ・子どもへの生活支援
- ・高校中退予防
- ・進路及び進学相談
- ・CWのフォローなど

(9) 学習支援教室の実施において

【苦慮した点】

- ・実施会場の設置場所
- ・進路結果の確認

【配慮した点】

- ・学習支援のチラシ作成
- ・参加申込時の面談
- ・開講式、閉講式の日程



(10) 学習支援実績

| 年 度 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 (8月末現在) |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 参加者 | 中学1年生 | — | 14 | 31 | 41 |
| | 中学2年生 | 6 | 17 | 27 | 46 |
| | 中学3年生 | 33 | 20 | 35 | 34 |
| | 合 計(人) | 39 | 51 | 93 | 121 |
| | 進学者(人) | 31 | 20 | 35 | — |
| | 進 学 率 | 93.9% | 100% | 100% | — |

2 家庭教師派遣（愛称: ゆめ★はち先生）

(1) 目的

家庭教師を派遣し、学習支援や進学相談に応じることにより、児童の基礎学力及び学習意欲の向上並びに高校進学の推進を図り、もって母子家庭等の自立を促進する。

(2) 対象者

児童扶養手当全部受給世帯と同等の所得水準にある世帯に属する中学3年生（「はち☆スタ」に通うことが困難な児童）。



病気などで通塾困難な
児童も支援します！



(3) 実施体制

事業委託（指名競争入札による契約）。

(4) 実施回数等

7月～翌年2月まで、年間32回、1回120分実施。

(5) 支援内容

大学生等の家庭教師を対象者の家庭に派遣し、希望の1科目を中心に指導する。



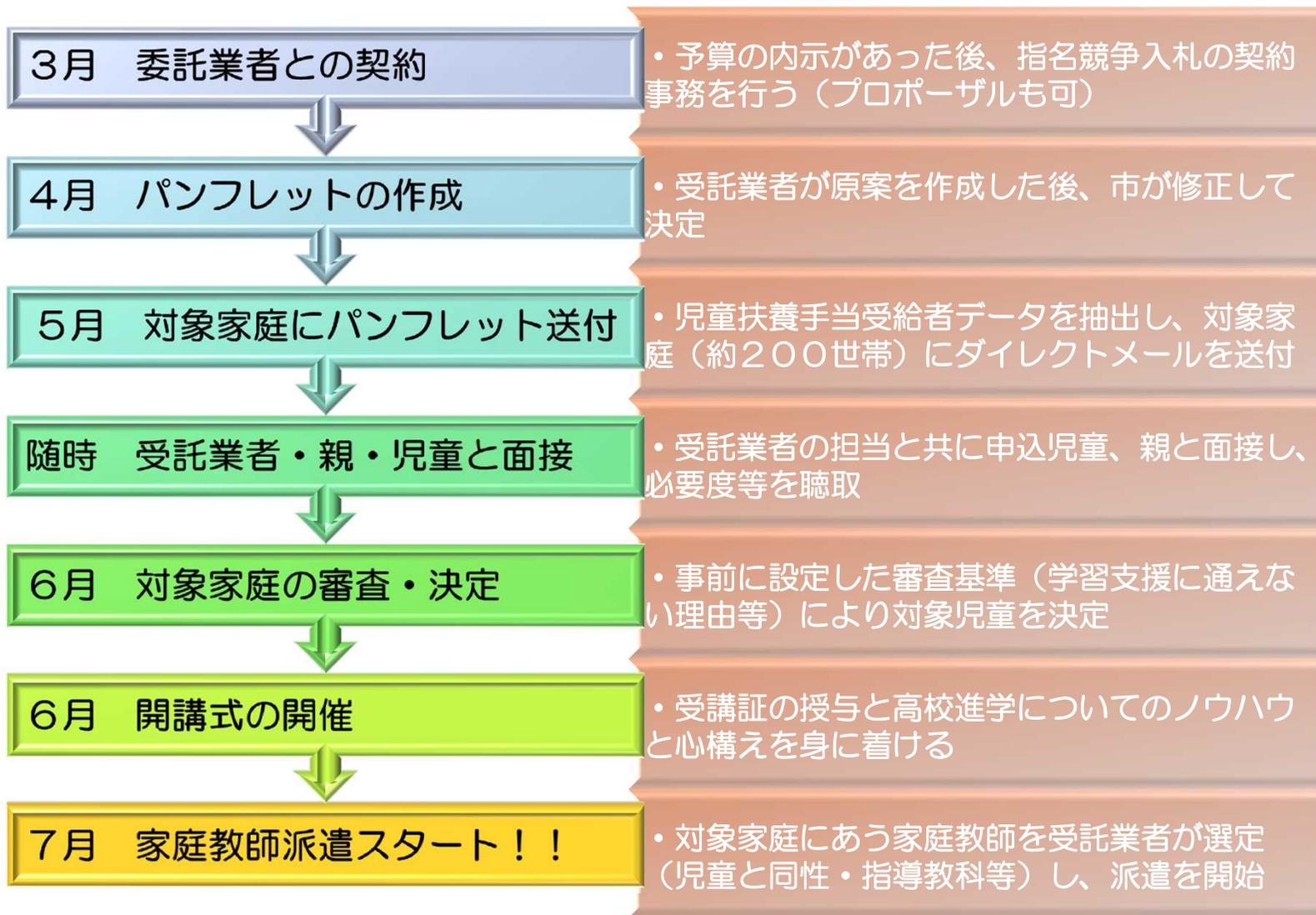
大学生に直接
ふれあって進学意欲
が高まります！



(6) 学習支援との連携

子どもの健全育成支援調整会議にて子ども健全育成支援員などと情報共有を行い、児童に対するより良い支援を検討している。

(7) 派遣開始までの実施方法(平成28年度より実施)



(8) 派遣開始後

毎月実績報告と各家庭の学習指導内容報告書を受託業者が提出し、支援内容の確認を実施しています。

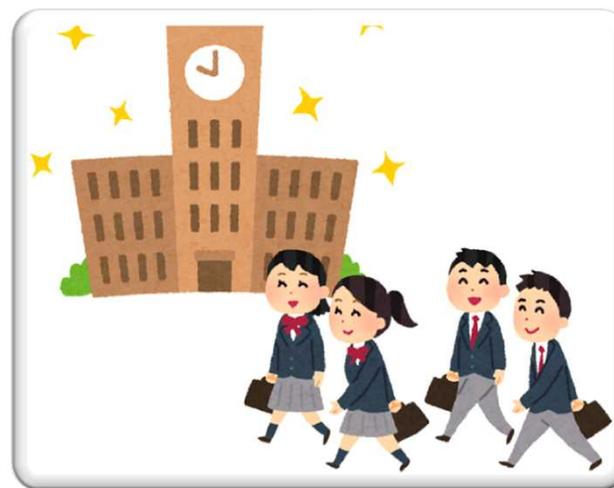


(9) その他

子の学費等の貸付けである母子・父子福祉資金などのひとり親家庭の支援施策を情報提供し、きめ細やかに支援を実施しています。



高校合格目指し、
一緒に頑張りよう！！



ご清聴ありがとうございました。



第34回全国都市緑化はちおうじフェア
公式PRキャラクター

八王子市子どもの健全育成事業実施要綱

平成27年4月1日施行

第1条 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の子ども達の自立支援の一環として、進学や就労に向けた支援、学習、環境の整備等、次世代育成支援等を実施することを目的とする。

第2条 事業の実施

実施主体は八王子市とする。

ただし適切な事業運営ができると認められる団体に事業の一部を委託することができる。

第3条 事業内容

事業種別及び内容は、次のとおりとする。

（1）生活支援

引きこもりや不登校等の子どもに対し、家庭訪問や面談、電話相談等を通じて個々の状況に合わせた生活支援を他機関と連携し行う。

（2）学習支援

生活困窮世帯の子ども達の自立を促進するため、別に定める「八王子市子どもの健全育成学習支援実施要領」に基づき学習支援、学習環境の整備、進路相談等を行う。

（3）その他の支援

子どもの貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援を行う。

第4条 支援員

本事業を円滑に実施するために専門知識を持つ「八王子市子どもの健全育成支援員」を配置する。支援員に関して必要な事項は別に定める「八王子市子どもの健全育成支援員要領」による。

第5条 子どもの健全育成支援検討会の設置

支援対象者の選定及び支援内容の決定等の検討を行うため、福祉部生活自立支援課に子どもの健全育成支援検討会（以下「検討会」）を設置する。検討会は、生活困窮者自立支援業務及び生活福祉業務に関する課の課長、主査、職員、支援員、必要に応じて関係所管の職員により構成し原則として毎月開催する。

第6条 個人情報の保護

事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。関係機関と個人情報を共有する場合は、あらかじめ支援対象者の保護者から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

第7条 関係書類の整備等

事業の内容を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存する。

第8条 その他

事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。